

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年7月29日	京阪バス株式会社(法人番号 5130001010526) 代表者鈴木一也	京都府京都市南区東九条 南石田町5番地	京田辺支所営業所	京都府京田辺市田辺茂ヶ谷20番地	警告	道路運送法第27条第3項	令和2年6月26日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	2	0
令和2年7月31日	阪急バス株式会社(法人番号 6120901019848) 代表者井波洋	大阪府池田市井口堂1丁 目9番21号	唐櫃	神戸市北区有野町唐櫃字山町1399-2	輸送施設の使用停止(10日 車)	道路運送法(以下「法」)第 16条第1項	令和元年10月9日、事業者の報告に基づき調査を実施。1件の違反が認められた。事業計画及び運行計画に定める業務の確保違反(法第16条第1項)	3	1